

雄物川上流

No.266 発行日 平成30年2月28日
国土交通省 東北地方整備局
湯沢河川国道事務所 十文字出張所
〒019-0522
横手市十文字町字西上38-3
TEL 0182-42-0109
FAX 0182-42-2881

灯油の流出事故は冬期に多発

寒波が厳しい今年の冬も、油を取り扱う機会が多く、油流出事故が懸念されます。油流出事故で最も多く発生しているのが、一般家庭からの灯油の流出事故です。まだまだ、暖房などで灯油を扱う日が続きますので、これまで以上に取り扱いに十分注意していただきたいと思います。

また、落雪によりホームタンクや配管の損傷など日頃の管理に気をつけましょう。

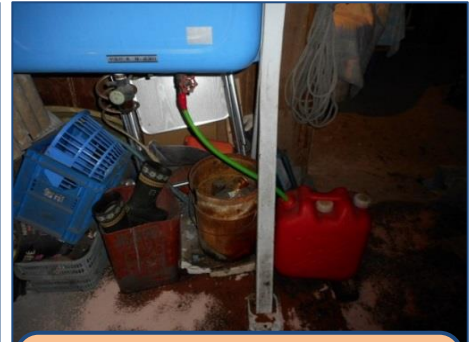
万が一、油流出事故を起こしてしまったり発見したときは、お近くの警察署、消防署、各市町、または十文字出張所までご連絡ください。



事故処理例①
オイルフェンス設置
(処理費用は原因者が負担)



事故処理例②
オイル吸着マット設置
(処理費用は原因者が負担)



原因の多くはホームタンクからの小分け作業時に多く発生

河川にゴミを捨てないでください!!

家庭で不用になったゴミなどが河川に捨てられると……

- ◆洪水時に下流に流されて、下流の住民の皆さんが迷惑します。
- ◆水質が汚染され魚類のへい死など生態系に影響を与えます。一方では、上水道の取水停止などにより生活にも影響が出ます。
- ◆自然景観が破壊され、癒しの空間が台無しになります。

ゴミを河川などに捨てる行為は『不法投棄』となり法律で罰せられます。またゴミを焼くことは、人体に有害なダイオキシンが発生する場合があります、禁止されています。絶対にやめましょう。



悪質な不法投棄は警察で捜査します!

【不法投棄の罰則】

- ◆河川法(河川法施行令第16条の4)違反
→3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金
- ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条違反
→5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰則

※ゴミは各市町で定められたルールに従って処分するようにお願いします。